

監査委員会の調達等について

区 分	報 告	対象範囲	監査委員会等
エグゼクティブサマリー ○ 監査委員会が業務担当部局として行った「現行規程点検に関する意見及び助言の提供業務」の調達手続の経験に照らし、経営委員会及び監査委員会が調達する場合の配慮が必要。 ○ そのため、経営委員会及び監査委員会が業務担当部局となって行われる企画競争等について、公正かつ透明な調達手続の確保を徹底するとともに、その意向が適正に反映されるよう、改善策を報告する。 ○ なお、改善策検討のきっかけとなった上記調達手続きにおいて、違法行為又は「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」に該当する疑いがある行為が認められるので、所定の手続きに着手することとする。			
バックグラウンド ○ 監査委員会が業務担当部局として行った「現行規程点検に関する意見及び助言の提供業務」の調達手続の経験。			
今後の予定(案) ○ 調達手続きの改善策を、経営委員会に報告する（今回）。 ○ 現行制裁規程等について、監査委員会で実施している規程点検の結果を踏まえて改正する。 ○ 「管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為」について制裁委員会を開催する。 ○ 調達に関する問題事案の再発防止策を報告する（9月を予定）			

(参考1) GPIF法等

○年金積立金管理運用独立行政法人法（平成16年6月11日）（平成16年法律第105号）（抄）

（経営委員会の権限）

第五条の三 経営委員会は、次に掲げる職務を行う。

二 役員の職務の執行の監督

（制裁規程）

第二十三条 管理運用法人は、業務の開始の際、制裁規程を作成し、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の制裁規程においては、管理運用法人の役員及び職員が、この法律、厚生年金保険法若しくは国民年金法、これらの法律に基づく命令若しくは通則法若しくはこの法律に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは管理運用法人が定める業務方法書その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員及び職員たるにふさわしくない行為をしたときは、当該役員及び職員に対し、免職、停職、減給又は戒告の処分その他の制裁を課する旨を定めなければならない。

行動規範（抄）

【3】法令等の遵守と高い職業倫理の保持

○ 私たちは、法令等と社会規範を遵守するとともに、年金積立金の管理・運用に携わる社会的責任を自覚し、国民の疑惑や不信を招くことの無いよう、高い職業倫理を保持して行動します。

(参考 2 - 1) 制裁規程

○制裁規程（平成18年 4月 1日）（平成18年規程第 6号）（抄）

（制裁を課する場合）

第 2 条 役員等が、法、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）若しくは国民年金法（昭和34年法律第141号）、これらの法律に基づく命令若しくは独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）若しくは法に基づいてする厚生労働大臣の処分若しくは年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書（平成18年 4月 1日付厚生労働省発年 第0401021号認可）その他の規則に違反し、又は管理運用法人の役員等たるにふさわしくない行為（以下「違法行為等」という。）をしたときは、当該役員等に対し、次項に定める制裁を行うものとする。

2 次の各号に掲げる制裁処分の内容は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）免職 予告しないで解雇する。
- （2）停職 1日以上 3か月以内の出勤停止とし、その期間の給与は支給しない。
- （3）減給 減額すべき 1回の額が平均給与（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に準じて算定した額をいう。）の 1日分の半額を超えないで、かつ、減額の総額が一給与支払期における給与総額の10分の 1を超えない範囲内において給与を減ずる。
- （4）戒告 始末書を徴して役員等の責任を確認し、その将来を戒める。
- （5）訓告 文書により注意し、その将来を戒める。
- （6）注意 口頭により注意し、その将来を戒める。

（制裁権者）

第 3 条 制裁は、理事長が、これを課す。

2 前項の規定に基づき制裁を課す場合には、理事長は、あらかじめ、第 8 条に規定する制裁委員会の意見を求めなければならない。

3 理事長が制裁を決定するに当たっては、制裁委員会の意見を尊重しなければならない。

（理事長等に対する制裁）

第4条 前条の規定にかかわらず、理事長並びに経営委員会の委員長及び委員（以下「理事長等」という。）に対する免職の処分は、制裁委員会が厚生労働大臣に対し求めることによるものとする。

(参考 2 - 2) 制裁規程

○制裁規程（平成18年 4月 1日）（平成18年規程第 6号）（抄）

第 4 章 制裁委員会

（設置目的）

第 8 条 役員等の制裁に関し、公正を期するため、管理運用法人に制裁委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（機能）

第 9 条

2 委員会は、第 6 条第 1 項の規定により提出のあった制裁事案発生調査書に係る制裁疑義事案について審議し、理事長等について違法行為等に該当すると判断したときは、制裁事案発生報告書を作成するとともに、遅滞なく意見を添えてこれを理事長及び監査委員（理事長又は監査委員が報告の対象となったときは、これを除く。）に提出するものとする。

3 前項に規定する場合において、委員会が理事長等に対する免職の処分を審議したときは、同項中「理事長及び監査委員」とあるのは、「厚生労働大臣、理事長及び監査委員」として同項の規定を適用する。

4 委員会は、前 3 項の規定により意見又は報告書を提出する場合には、あらかじめ、当該意見又は報告書に係る審議の対象者に対し、文書又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

（委員会の構成）

第10条 委員会は、委員長及び委員で構成する。

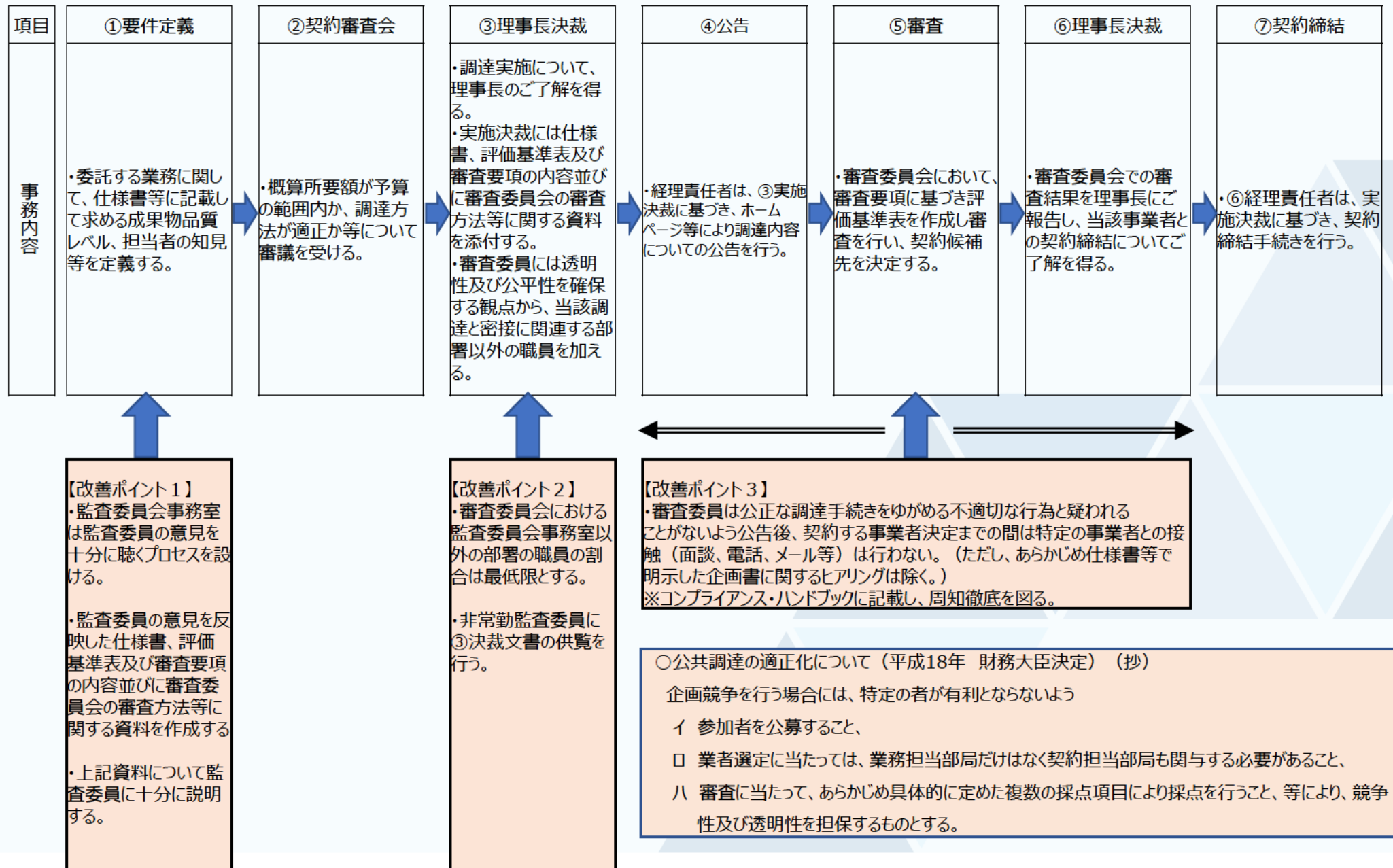
2 委員長は、理事（総務・企画等担当）をもって充てる。

3 委員は、理事（管理運用業務担当）、上席審議役、審議役、コンプライアンス・オフィサー、総務部長、企画部長、市場運用部長及び監査室長をもって充てる。

（委員長の職務）

第11条 委員長は、委員会を統括する。

調達手続きの改善策について



(参考 3 - 1) 調達の公平性・透明性確保に関する基準

○公共調達の適正化について（平成18年8月25日）（財発第2017号 財務大臣決定）（抄）

1. 入札及び契約の適正化を図るための措置

(2) 随意契約による場合

随意契約によらざるを得ない場合を除き、原則として一般競争入札（総合評価方式を含む。）による調達を行うものとする。

（略）

なお、予定価格については、競争入札に付する場合と同様一層適正な設定に努めるものとする。

（注一）「企画競争」とは、複数の者に企画書等の提出を求め、その内容について審査を行う方法をいう。

（注二）企画競争を行う場合には、特定の者が有利とならないよう

イ 参加者を公募すること、

ロ 業者選定に当たっては、業務担当部局だけではなく契約担当部局も関与する必要があること、

ハ 審査に当たって、あらかじめ具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うこと、等により、競争性及び透明性を担保するものとする。

（注三）「公募」とは、行政目的達成のため、どのような設備又は技術等が必要であるかをホームページ等で具体的に明らかにしたうえで、参加者を募ることをいう。

（注四）公募は、従来、研究開発等を委託する場合等に特殊な技術又は設備等が不可欠であるとして、発注者の判断により、特定の者と契約していたようなものについて、当該技術又は設備等を有している者が、他にいない場合がないとは言い切れないことから、必要な技術又は設備等を明示したうえで参加者を募るものである。

したがって、当初から複数の者による競争が存在することが考えられるようなものについては、原則として、一般競争入札（総合評価方式を含む。）を行うこととし、事務又は事業の性格等から、これにより難しい場合には、企画競争を行うものとする。

（注五）公募期間は、予決令第74条により、急を要する場合を除き、入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までに入札公告しなければならないとされていることに準じて、適切に定めなければならない。要求部局は、企画競争方式による調達を実施する場合は、次の書類を作成し、調達部局に提出又は決裁の合議をすることにより、調達の依頼を行う。

(参考 3 - 2) 調達の公平性・透明性確保等に関する基準

○企画競争・公募による調達要領について（平成19年 厚生労働省 通知）（抄）

I 企画競争による調達

1 企画競争方式による調達の依頼

要求部局は、企画競争方式による調達を実施する場合は、次の書類を作成し、調達部局に提出又は決裁の合議をすることにより、調達の依頼を行う。

① 企画競争理由書

② 企画競争方式による調達の公示（案）

③ 〇〇〇〇業務に係る企画書募集要項（案）

④ 企画書作成のための仕様書（案）（業務内容を説明した書類）

⑤ 「〇〇〇〇業務に係る企画書評価委員会」設置要綱

⑥ 〇〇〇〇業務に係る企画書等評価基準及び採点表（案）

（留意点）

企画書評価委員の構成は、評価を行うに当たって、透明性及び公平性を確保する観点から、3名以上の者で、当該調達と密接に関連する部署の職員以外の職員を概ね1/3以上選任して構成されていることが望ましい。

○独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（抄）（平成27年 総務大臣決定）

独立行政法人が、その政策実施機能を最大限発揮するためには、調達に関する内部統制システム（ガバナンス）を確立し、その下で公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する必要がある。こうした取組は、各法人が、調達する財・サービスの特性を踏まえ、主体的かつ不断に創意工夫を積み重ね、深化させていくことにより、その成果が得られるものである。

このため、下記のとおり、各法人がP D C Aサイクルにより、透明性及び外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むとともに、主務大臣がこれをチェックする枠組みを整備し、政府全体として調達等の合理化を推進することとする。